

秋田県告示第203号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成26年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による狩猟免許の更新に係る平成26年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項及び同施行規則第59条第2項において準用する同施行規則第51条第2項の規定に基づき、公示する。

平成26年4月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 狩猟免許試験

(1) 日時及び場所

日	時	場	所
平成26年6月29日（日）	午後1時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4	秋田県森林学習交流館プラザクリプトン
平成26年8月23日（土）	午後1時	北秋田市上杉字中山沢128番地	県立北欧の杜公園パークセンター
平成26年10月5日（日）	午後1時	大仙市内小友字中沢171番地の4	県立農業科学館
平成26年12月7日（日）	午後1時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4	秋田県森林学習交流館プラザクリプトン

(2) 試験科目

ア 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別等の課題について行う。

2 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

(1) 日時及び場所

日	時	場	所
平成26年6月11日（水）	午前9時	大仙市大曲上栄町13番地62号	仙北地域振興局庁舎
平成26年7月6日（日）	午後1時	秋田市上北手荒巻字押切24番地の2	遊学舎
平成26年8月6日（水）	午前9時	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	北秋田地域振興局庁舎隣 鷹巣阿仁福祉環境部
平成26年9月10日（水）	午後1時	秋田市上北手荒巻字押切24番地の2	遊学舎

(2) 適性検査及び講習の内容

ア 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 講習

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、3時間以上の講

習を行う。

### 3 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

#### (1) 猟免許試験の受験

ア 狩猟免許申請書

イ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し

エ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

#### (2) 狩猟免許の更新

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

### 4 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成26年5月7日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日（以下「狩猟免許更新日」という。）の2日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

### 5 申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 申請書類は、平成26年5月7日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の2日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。

(2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(1)の期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書し、書留郵便で送付すること。

この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付ける。

### 6 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付

開始時刻の30分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの（秋田県猟友会会員手帳等）を持参すること。

### 7 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問合せ先

秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課